

答申第 616 号

平成 28 年 6 月 22 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 26 年 11 月 4 日付けで諮問された特定の調査に係る回答結果等一部非公開の件（諮問第 680 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 特定の調査に係る回答結果等のうち、平成 21 年度及び平成 22 年度を処理年度とする文書（以下総称して「平成 21 年度及び平成 22 年度処理済文書」という。）を非公開としたことは妥当である。
- (2) 特定の調査に係る回答結果等のうち、平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度を処理年度とする文書であって、特定地域の県立高等学校（以下「高校」という。）が回答した文書（様式 1、様式 2 及び様式 3 から構成される文書で、以下総称して「平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度処理済文書」という。）については、「学校名」及び「学校名」の特定に至るおそれがある次のものを非公開とした上で、その余を公開すべきである。

ア 各様式共通

様式 1、様式 2 及び様式 3 中の回答結果であって既に公開したもの

イ 様式 1

「指導項目」の回答結果のうち、「その他（項目を記入）」の自由記入欄（数値又は予め指定された選択肢を記入することにより回答する回答欄以外のものをいう。以下同じ。）に記載され「学校名」の特定に至るおそれがあるもの並びに「発生件数」の回答結果のうち、「1年 入学1年目」、「2年 入学2年目」、「3年 入学3年目」及び「4年 入学4年目」の回答欄

ウ 様式 2

非公開とした回答結果であって、自由記入欄に記載され「学校名」の特定に至るおそれがあるもの

エ 様式 3

(ア) 「別室登校（いわゆる保健室登校）の生徒について」の回答結果のうち、「第1学年（入学1年目）」、「第2学年（入学2年目）」、「第3学年（入学3年目）」及び「第4学年（入学4年目）」の回答欄

(イ) 非公開とした回答結果であって、自由記入欄に記載され「学校名」の特定に至るおそれがあるもの

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成26年8月5日付けで、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対して、高校において、平成21年度から平成25年度までの間に実施された「生徒指導・教育相談に係る各種調査」に係る調査用紙、集計結果及び特定地域の高校の回答結果（以下総称して「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、県教育委員会は、平成26年8月19日付けで本件請求の決定を延長する決定を行った上で、同年9月18日付けで、本件行政文書のうち、平成21年度及び平成22年度処理済文書は、既に保存期間を満了し廃棄済みであり不存在であるとして、また、平成23年度、平成24年度及び平成25年度処理済文書は、各高校の教育活動及び学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号を理由に別表に掲げる部分を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成26年10月20日付けで、県教育委員会に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が提出した異議申立書、非公開等理由説明書に対する意見書における主張を総合すると、異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号該当の点について

本件処分は、条例第5条第4号に該当するとされ、実施機関は、その理由として、学校名と指導内容が公開されると高校の序列化につながる旨を説明しているが、次のように、かかる説明には理由がない。

ア 新聞報道における公表事例

新聞報道にあっては、既に特定の学校名を明示した上で、当該高校における生徒への指導内容等が繰り返し掲載されている。学校名と指導内容が明らかになることにより、高校の序列化につながるというのであれば、新

聞報道において、これらの事実の掲載について配慮がなされるはずであるが、そのようなことはなされていない。

したがって、新聞報道によりこれらの事実が公表されても、高校の序列化といった、社会通念上、問題となるような事態は生じなかったものと考えられる。

イ 公開の必要性

横浜市における教科書調査員名簿の非開示の是非が争われた横浜地裁平成23年6月15日判決では、「教科書調査員の氏名を公開すると、教科書調査員に採択の公正さを事後的に検証するため働きかけがなされる可能性があるが、採択結果等の公正を事後的に検証する目的で、相当な方法をもってなされる働きかけは、市条例の目的に照らし、公正な教科書採択に関し市民に説明する責務の履行に資するものとして、教科書調査員が受忍すべき範囲のものである」としている。本件の場合も、生徒の人権侵害の可能性のあることを考慮すると、県教育委員会は、生徒指導の内容の公開を受忍すべきであり、これにより、生徒指導のあり方を世に問うことが必要である。

(2) 本件における公開方法について

本件行政文書の全部公開が無理だとしても、「学校名」を非公開とし、指導内容と処分内容の部分が分かる形で公開をすれば、「学校名」の特定には至らず、県教育委員会の説明する非公開理由には抵触しないはずである。

4 実施機関（教育局支援部学校支援課）の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、非公開等理由説明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、おおむね次のとおりである。

(1) 文書不存在について

本件行政文書により実施している調査の目的は、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「文科省調査」という。）で把握することができない細かい事項を把握することにある。これにより得られた調査結果は、生徒指導の現状や課題を把握し、対

応すべき重点項目の洗い出しや専門職の追加配置、これらに要する予算要求の基礎資料として活用し、教育現場における生徒指導の充実を図るために用いられているもので、1、2年程度でその役目を終えるものである。また、文部科学省のホームページにおいて、過去に実施された文科省調査の結果が公表されており、主だった統計データは同ホームページにより把握できること、高校の生徒は3年で卒業し入れ替わることから、保存期間を「3年」としている。

よって、本件行政文書のうち、平成21年度及び平成22年度処理済文書については、「3年」の保存期間を満了し廃棄済みであるため、不存在である。

(2) 条例第5条第4号該当性について

本件行政文書は、各高校における問題行動の発生状況やそれに対する学校の指導状況等を如実に示すものであり、これを不特定多数の者に公開した場合、各高校の不当な序列化につながるおそれがあり、第三者が当該高校や生徒、家庭環境に対し偏見を抱く可能性がある。また、生徒がそのような偏見等に接した場合、生徒の心情を傷つけ劣等感を抱かせたり、当該高校や社会への反発を抱かせたりすることで、勉学等への意欲を低下させるおそれがあるほか、就職活動等への影響も懸念されるところである。

実際、関西の某私立高校において、いじめを苦にした生徒が自殺した件にあっては、当該事件の前後において、当該私立高校の出願者数が約半数になったという事実が認められる。

このことから、各高校における問題行動の発生状況やそれに対する学校の指導状況を明らかにすることにより、各高校の序列化、生徒等への偏見、当該偏見に基づく生徒の社会への反発、勉学意欲の低下及び就職活動への悪影響が生じる「おそれ」が認められ、かかる「おそれ」は、具体的かつ実質的なものであると評価することができる。

よって、本件行政文書のうち、平成23年度、平成24年度及び平成25年度処理済文書について、条例第5条第4号に該当するものとして、別表に掲げる部分を非公開としたものである。

(3) 本件における公開方法について

本件行政文書を公開するに当たり、「学校名」を非公開とした上で、他の

項目を公開することも検討したが、本件請求は「生徒指導・教育相談に係る各種調査」に係る調査用紙、集計結果及び「特定地域」の高校の回答結果を対象としているものであり、対象文書が「特定地域」の高校のものであることを明らかにする観点から「学校名」を公開する必要があると判断し、本件処分を行ったものである。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書のうち平成21年度及び平成22年度処理済文書の不存在について

実施機関の説明を踏まえると、本件対象文書の保存期間が「3年」とされていることが認められる。

よって、本件対象文書のうち、平成21年度及び平成22年度処理済文書について、実施機関が、既に保存期間を満了し廃棄済みであり不存在であるとして公開を拒んだことに不合理な点は認められない。

(3) 本件行政文書のうち平成23年度、平成24年度及び平成25年度処理済文書の条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ そこで、本件行政文書のうち、平成23年度、平成24年度及び平成25年度処理済文書の条例第5条第4号該当性について、以下、検討する。

異議申立人は、新聞報道において学校名が明示された上で、当該高校における生徒への指導内容等の掲載が繰り返し行われていることを以って、学校名と指導内容を明らかにすることによる高校の序列化といった問題は生じていない旨主張している。しかし、実施機関の説明を踏まえると、生徒への指導等の原因となった事実によっては、当該事実に係る各高校毎の集計結果等を公開することにより高校の差異化や生徒への影響を生ずるおそれがあり、学校運営に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、学校名を公開することを前提とすれば、本件行政文書のうち、平成23年度、平成24年度及び平成25年度処理済文書について、別表に掲げる非公開情報は、条例第5条第4号に該当すると判断する。

エ もっとも、異議申立人は、公開方法によっては、そもそも高校の序列化といった問題が生じない旨を主張しているため、この点について、以下、検討する。

この点について、実施機関は、本件行政文書に「特定地域」の高校の回答結果が含まれているため、当該「特定地域」の高校であることを示すために、「学校名」を公開した上で、別表に掲げる部分を非公開とし本件処分を行った旨説明している。

しかし、一般に、行政文書の公開に当たり公開請求の対象とする行政文書を特定する必要があるものの、当該行政文書に請求者が特定した行政文書であることを示す記述が必ずしもあるわけではなく、かかる場合にあっては、実施機関は、当該行政文書を適切に特定したものと公開すれば足りるものである。これを本件についてみると、「特定地域」の高校の回答結果に係る公開請求に対し、一部公開した行政文書が「特定地域」の高校のものであることを示すために、「学校名」を公開しなければならないという必然性はないこととなる。

そして、異議申立人が主張するように、「学校名」を非公開とした上で、別表に掲げる非公開情報を公開した場合、「学校名」が明らかになってい

ない以上、原則として高校の差異化や生徒への影響を生ずるおそれはないと認められる。

したがって、「学校名」を非公開とした場合、別表に掲げる非公開情報は原則として条例第5条第4号には該当しないと認められる。

よって、実施機関は、「学校名」及び「学校名」の特定に至るおそれがある次のものを非公開とした上で、その余を公開すべきである。

(ア) 各様式共通

様式1、様式2及び様式3中の回答結果であって既に公開したものについては、これを公開することで本件処分により既に公開した回答結果と照合することにより、「学校名」の特定に至るおそれがあることから、非公開とすべきである。

(イ) 様式1

「指導項目」の回答結果のうち、「その他（項目を記入）」の自由記入欄に記載され「学校名」の特定に至るおそれがあるものについては、非公開とすべきである。また、「発生件数」の回答結果のうち、「1年 入学1年目」、「2年 入学2年目」、「3年 入学3年目」及び「4年 入学4年目」の回答欄については、回答結果により定時制課程であるか否かが明らかとなるおそれがあり、よって、「学校名」の特定に至るおそれがあるため、非公開とすべきである。

(ウ) 様式2

本件処分により非公開とした回答結果であって、自由記入欄に記載され「学校名」の特定に至るおそれがあるものについては、非公開とすべきである。

(エ) 様式3

a 「別室登校（いわゆる保健室登校）の生徒について」の回答結果のうち、「第1学年（入学1年目）」、「第2学年（入学2年目）」、「第3学年（入学3年目）」及び「第4学年（入学4年目）」の回答欄については、回答結果により定時制課程であるか否かが明らかとなるおそれがあり、よって、「学校名」の特定に至るおそれがあるため、非公開とすべきである。

b 本件処分により非公開とした回答結果であって、自由記入欄に記載され「学校名」の特定に至るおそれがあるものについては、非公開とすべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

非公開情報一覧		
年度	対象文書	非公開情報
平成 23 年度 及び 平成 24 年度	特定地域 の高校の 回答結果	「様式 1 生徒指導について」の回答欄（指導項目の項番 22 その他（項目を記入）、指導項目毎の発生件数、問題行動を起こした学年別生徒数（加害生徒数）及び学校の措置（加害生徒数））
		「様式 2 生徒指導の実態及び生徒指導体制等について」のうち、項番 3（指導項目毎の特別指導の目安等）及び 11(3)（頭髪や服装の規定に違反した生徒への具体的指導方法）の回答欄
		「様式 3 教育相談について」のうち、項番 1(4)ア・イ（別室登校の学年別生徒数、別室登校生徒への支援内容）、(6)ア・イ（ケース会議の開催の有無、ケース会議対象生徒数）及び 2（教育相談に関する課題）の回答欄
平成 25 年度	特定地域 の高校の 回答結果	「様式 1 生徒指導について」の回答欄（指導項目の項番 22(その他（項目を記入））、指導項目毎の発生件数、問題行動を起こした学年別生徒数（加害生徒数）及び学校の措置（加害生徒数））
		「様式 2 生徒指導の実態及び生徒指導体制等について」のうち、項番 3（指導項目毎の特別指導の目安等）及び 11(2)（頭髪や服装の規定に違反した生徒への具体的指導方法）の回答欄
		「様式 3 教育相談について」のうち、項番 4ア・イ（別室登校の学年別生徒数、別室登校生徒への支援内容）、6ア・イ・ウ（ケース会議の開催の有無、ケース会議対象生徒数、ケース会議事例別件数）及び 8（教育相談体制の充実にに関する課題）の回答欄

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 11 月 5 日	○ 諮問受理
11 月 7 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 28 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 1 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
12 月 25 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
平成 27 年 12 月 24 日 (第 155 回部会)	○ 審議
平成 28 年 1 月 21 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開 等理由説明を聴取
1 月 28 日 (第 156 回部会)	○ 審議
2 月 25 日 (第 157 回部会)	○ 審議
3 月 23 日 (第 158 回部会)	○ 審議
4 月 28 日 (第 159 回部会)	○ 審議
5 月 19 日 (第 160 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
西 谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 28 年 6 月 22 日現在) (五十音順)